「NISA約款」の一部改正について

令和7年1月1日(水)付で下記「NISA規定」を一部改正いたします。 改正内容の詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

<対象となる約款>

- 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
- 投資信託累積投資規定
- •「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

く主な変更事項>

- ①顧客が旧NISAで保有する銘柄から令和7年1月1日以降に生じた分配金について、 成長投資枠で再投資することが可能となります。
- ②旧NISAと新NISAで同一の銘柄を保有している顧客(※1)から当該銘柄の解約の申込みを受けた場合に、従来は先に受け入れたもの(旧NISA分)から解約する方法のみ可能でしたが、令和7年1月1日からは、顧客から指定があった場合に限り、新NISA分から解約することが可能になります。

JA東京みどりは、令和6年4月より投資信託取扱いを開始しているため、 旧NISAの取扱いはございません。(令和6年1月より新NISA制度開始) ※ 全国共通規定のため、掲載しております。

新旧対照表はこちら

※ 改正後の規定は、当HPのトップページより、【事業内容】>【信用事業(貯金)】> 【各種規定等一覧】に掲載いたします。